

## 問題提起 国民投票で憲法改正させないために② — 憲法改正って誰のため？

### 1. はじめに

日本国憲法ができて70年。憲法改正をめざす人たちが、衆院でも参院でも2/3の議席を占め、国会で憲法改正の発議をできるようになり、憲法改正は現実のものになっています。現在の憲法を「改正すべきではない」という人たちが集まって、全国各地に「9条の会」がつくられてきましたが、一方、櫻井よしこさんなどを中心に「美しい日本の憲法をつくる国民の会」（以下、「国民の会」）がつくられ、「憲法改正を実現する1000万人賛同者署名」をおこなっています。「国民の会」は、国民の間に、「憲法改正は必要である」という世論を高めて、自分たちが理想とする憲法をつくっていくことを、大きな目的にしており、「国民の会」の主張を学ぶことは、「憲法改正に反対する世論」を大きく広げていくためにも重要であると、私は考えます。もし、「国民の会」の主張に、じゅうぶん反論できなければ、憲法改正の発議がおこなわれ、国民投票がおこなわれ、憲法が改正されていくことになるでしょう。今日の学習会では、「国民の会」の主張を学び、それにどう反論していくか、いっしょに考えていきたいと思います。

### 2. なぜ日本国憲法を改めたいのか

「国民の会」が「憲法改正を実現する1000万人賛同者署名」をおこなうにあたって、Q&Aを作成しています。

まず、はじめに「Q. なぜ、憲法改正が必要なのか」については、「世界に誇れる国に生まれ変わるため」として、現憲法の問題点をいくつか指摘しています。①GHQに押し付けられた「占領憲法」。②制定後、一度も改正されていない。つまり、時代に即していない。時代遅れ。③憲法が想定していなかった様々な事態に直面するようになった。④近年制定された憲法には、「緊急事態」「平和」「環境」「政党」「家族保護」など大切な条項規定されているけれど、日本は平和条項のみである。⑤時代も、世界も、環境も、社会も大きく変わっている。その変化に合わせて憲法改正。日本だけ変えなくて良いのか。——おおよそ、このような指摘です。

「Q. 具体的に、どのような点を改正する必要があるのか」については、

前文—美しい日本の文化伝統を明記すること。

元首—国の代表は誰かを明記すること。

9条—平和条項とともに自衛隊の規定を明記すること。

環境—世界的規模の環境問題に対応する規定を明記すること。

家族—国家・社会の基礎となる家族保護の規定を。

緊急事態—大規模災害などに対応できる緊急事態対処の規定を。

96条—憲法改正へ国民参加のための条件緩和を。

要約すると、以上ようになりますが、この後、こうした「国民の会」の主張を、一つひとつ具体的に学び、それに対してどのように反論していけば良いのか、考えていきたいと思います。

### 3. 世界に誇れる国

「国民の会」は「世界に誇れる国」になるために、憲法改正が必要であると言っています。私には、独断と偏見かもしれませんが、「国民の会」の人たちは、敗戦によって、日本国民は自信を失い、誇りを失ってしまった。「もう一度、戦前の様に、世界に羽ばたき、誇りを取り戻そう」と訴えているように思えます。明治以来、「坂の上の雲」を見つめながら、坂を登りつめてきた日本が、とつぜん、坂の上から突き落とされたのが敗戦です。安倍首相もそうですが、「日本会議」「国民の会」などに関わる人たちは、日本の敗戦を認めず、坂を登り続ける日本を夢見続けているように思えます。

「国民の会」などにとって、戦前の日本は「世界に誇れる国」で、戦後の日本は「ダメな国」。自民党ポスターにみられる、安倍首相の「日本を取り戻す」というスローガンは、戦前の日本を取り戻すということではないでしょうか。けれども、ほんとうに「戦前の日本」は世界に誇れる国だったのでしょか。戦後の日本は、世界に誇ることができない国になってしまったのでしょうか。そもそも、「世界に誇れる国」とは、どんな国なのでしょう。はたして、「世界に誇れる国」になる必要があるのでしょうか。

#### 4. 押し付け憲法

「押し付け憲法論」は、よく言われます。確かにGHQが深く関わったことは事実ですが、戦前から日本の中で研究され、論じられてきた民主的憲法の内容が反映されており、前回の学習会でみたように、9条に関わる「戦争放棄」の考え方は、当時の幣原喜重郎首相の提案であったことが明らかになっており、また、憲法制定に関わる国会で、幣原の後を受けた吉田茂首相、麻生元首相のおしいちゃんですね、戦後の保守政治に大きな影響力を与えた人ですが、9条に「自衛権を明記すべき」との意見に対し、日本の戦争を侵略戦争と断定し、そもそも侵略戦争も「自衛」の名のもとにおこなわれた。だから、自衛権を認めることは、「自衛」の名のもとに侵略戦争をおこなう道を開くと答弁しているのです。

それだけではありません。「自衛権」というのは、侵略してくる相手があるから必要であって、侵略してくる国がなければ、「自衛権」なんていない、と言うんです。つまり、自衛権というのは、侵略してくる国のあることを前提としているわけです。9条の精神を世界に広げ、侵略そのものをなくしていくことが、日本にとっても最大の「自衛」になるわけです。日本国憲法は、けっしてGHQの押し付けではないし、首相を含め、当時の日本人の思いが込められている、私はそう思うんです。

#### 5. 制定以来、一度も変えられていない

「国民の会」は憲法改正の必要点を7項目あげていますが、長年、憲法改正の必要性は、「天皇の元首化」と「第9条の改変」の二点が争点となってきました。「憲法改正は必要ない」と言う人たちも、この二点は「変えられたくない」という思いで、「憲法改正反対」を主張してきたのではないのでしょうか。つまり、他のほとんどの部分において、日本国憲法は改正する必要のないものとして、国民の間に受け入れられてきたことになります。

それでは、「天皇の元首化」と「第9条の改変」の二点について、憲法改正はどうしておこなうことができなかつたのでしょうか。それは、保守であれ、革新であれ、「二度と戦争はしたくない」という思いが、多くの国民の中にあり、「天皇陛下万歳！」と言って死んでいくような世の中に戻りたくない、という思いがあったからではないのでしょうか。

天皇制については、さまざまな意見がありながらも、日本国憲法で定める「象徴天皇」は、暗黙のうちに「国民的合意（コンセンサス）」として定着し、憲法改正をしなければならないほどの問題を、生み出してこなかったのではないのでしょうか。天皇自身も、明確なかたちで表現することができませんが、「戦争に国民を駆り立てていくリーダーとしての地位」にあることを望まず、「象徴天皇」という立場を受け入れ、その立場をまっとうしようとしてきたのではないかと思います。とくに、現在の天皇には、「象徴天皇」としての思いが強いように思われます。この10月に亡くなった三笠宮も、戦前の軍部のあり方や侵略戦争に批判的で、「象徴天皇」のもとでの、皇室のあり方を追求してきた、とされています。

「9条」を変えたいという人たちは、自衛隊が違憲状態にあることによる居心地の悪さを解消して、さらに自衛隊を正々堂々と軍隊にしていきたい、という思いがひじょうに強い。それでも、憲法改正まで進まなかつたのは、自衛隊が、「災害救助」などで大きな役割を果たしているということが、国民に受け入れられ、「専守防衛」に徹している限りにおいて、自衛隊を認めるという、これも暗黙のうちの「国民的合意（コンセンサス）」が形成されていったからではないのでしょうか。

結局、この70年間、「日本国憲法」を積極的に改正しなければならないような状況にならなかつた、と言うことができます。一部の人たちにとって、都合の悪い憲法も、多くの国民には不都合はなく、受け入れられてきた。多くの国民にとって、憲法は変える必要がなかつたのです。

良いものは、いくら古くても変える必要はない。このことは、「国民の会」の人たちも理解できるのではないのでしょうか。「多様性の尊重される現代社会において、金一色というのは時代に逆行するから、金閣を七色に塗り替えろ」とか、「大仏殿を壊して、超高層ビルに建て替えて、その中に大仏様を安置しろ」などと言う人はいないでしょう。古くても、良いものは良いのです。

最近の「憲法改正」に関する世論調査でも、「憲法改正」必要が58%占めますが、安倍政権下での憲法改正については、賛成42%に対して、反対55%。国民は、早く憲法を変えるべき、という状況にないわけです。しかも、天皇を国家元首にすることについて、賛成は10%であるのに対して、87%の人が、「象徴のまま」と答えています。そして、9条改正は「必要ない」が49%で、「必要」の45%を上回り、さらに、75%の人が、「日本が戦後71年間、海外で武力行使しなかつたのは、9条があつたから」と、答えています。

つまり、「国民の会」などが願っている、二つの大きな項目について、今も、多くの国民が願っていないということが、はっきりしているのです。

ここで、こんなことを考えてみましょう。憲法改正の「発議」を、国会でおこなうということは、どういうこと

なのか。案外、このことが見落とされてしまうのですが、それは、憲法改正の「発議」は国民がおこなう。国民の間から、「憲法変えてくれ」という声が大きくなって、その声を受けて、国民の代表である国会議員が「憲法改正」の声をあげる、といことなのです。もう、あっちでも、こっちでも、「今の憲法じゃだめだ」「変えて欲しい」、そんな声がどんどん広がって、国会議員の選挙で、「私は憲法改正賛成、推進します」と公約に掲げた候補者が、たくさん当選して、3分の2を超えて、そこで初めて憲法改正の発議が国会でおこなわれることになるのです。

けれども今、国民の間に、積極的に「憲法変えよう」という声は、湧き起っていない。たとえ、国会で改憲派の議員が3分の2を超えていたとしても、「憲法を変えて欲しい」という有権者の願いを背負って、当選したわけではありません。むしろ、7月の参議院選挙でも、憲法改正は争点になりませんでした。と言うより、自民党なども、あえて改憲を争点にしなかったのです。なぜでしょう。それは、改憲などというと落選するかもしれないからではないでしょうか。

## 6. 変化に対応すべく憲法改正を

確かに、憲法制定以来70年、日本も世界も大きく変化しています。けれども、日本国憲法は、その変化についていくことができないくらい、古くさいものになっているのでしょうか。この後、具体的にみていきたいと思います。

## 7. 前文—美しい日本の文化伝統を明記すること。

「国民の会」は、日本国憲法前文が、「自らの国の安全と生存を、平和を愛する諸国民の公正に信頼して委ねるという、他人任せな規定になっている」と批判しています。しかしながら、前文を読んでいくと、最後の部分で、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。」と書かれており、日本国民が「世界平和に積極的に貢献する決意」を表明するとともに、日本国民が主体的に行動することが宣言されているのです。けっして他人任せではないことが、はっきりしています。

つぎに、「国民の会」は、前文に「わが国の美しい伝統・文化を明記すること」を求めています。70年の歴史をもつ日本国憲法を「古くさい」と言いながら、2000年の伝統を大切に守ろうと主張しているのは、きわめて矛盾しているように思えますが、「国民の会」の人たちには、戦前の日本は「美しい国」、戦後の日本は「美しくない国」という、ひとつの価値観があるようです。そして、敗戦の中から生まれた日本国憲法は、押し付けられたもので、「美しくない国」の象徴であり、誇ることができない憲法であり、認めることができない憲法であり、どうしても変えなければならない憲法である。「国民の会」の立場から言えば、戦後はすべて「否定されるべき」ものであるように、思われるのです。

民主主義教育の名のもとに、何ごとにも「自由」「自由」で、秩序が乱れ、日本人が大切にしてきた伝統的な道徳がくずれ、学校教育も、家族も崩壊していった。どうも、そのように言いたいようです。しかしながら、ほんとうに、そうでしょうか。私は三点から、反論したいと思います。

①戦前の日本人が美しく、道徳的にも高い国であったならば、どうして、侵略戦争をおこない、何千万という人びとを殺したのでしょうか。そのような国がどうして、道徳的に高く、美しい国と言えるのでしょうか。これについて、「国民の会」の人たちは、こんな風に反論してくるでしょう。——あの戦争は侵略戦争ではない。アジアを欧米列強から解放する聖戦であった。植民地支配などしていない。同胞として扱ってきたからだ。したがって、日本に対して反感をもっていない。「反感をもっているではないか」と言うが、それは共産主義者に洗脳されたためである。中国・朝鮮、東南アジアの国、いずれもそうだ。従軍慰安婦など、とんでもない言いがかり。洗脳されていない人たちは、日本のことを正しく理解している。

こういうのを、「美化」というのでしょうか。戦前を「美化」しようとしている、つまり、「美しくないものを、美しくみせよう」としているのです。

②戦後の日本はほんとうに美しくないのでしょうか。私は、大多数の日本人は道徳的にも高いものをもっている、と思います。サッカーサポーターのマナーの良さは、海外でも高く評価されています。交通規則もよく守られている。救急車など緊急車両が通る時、車がさーっと道路の脇へ寄って、道をあける姿に、外国から来た人は感動するそうです。治安の良さも評価が高い。無人販売ができるんです。物もおカネも両方とも、そこにある。けれども、黙ってもってってしまう人はいない。物だけなくなったり、おカネが盗まれたり、誰も見ていなくても、そんなことがない。少しはあるようですが、その数が多かっただら、無人販売なんてしないでしょう。災害時の略奪も少ない。私は阪神淡路大震災の時、韓国から来た人とテレビをみていましたが、コンビニなど襲われないことにかんしんしていました。私たちは、もっと日本の良さを見つめ直して良いのではないのでしょうか。

③戦後の日本も、美しいばかりではない。課題があることも事実です。しかし、それは日本国憲法が悪いので

はありません。むしろ、憲法を無視した政治がおこなわれた結果が表れている。高度経済成長政策にともなって、環境や人権を無視した産業開発が進められた。農村から都市へ人口が流出し、農村社会が崩壊したにもかかわらず、新しい都市社会が未成熟のままだった。小泉から安倍政権にかけての規制緩和などにもとない、貧困化の進行し、格差がますます広がっている。こうした課題は、憲法を無視することによって起きてきたことで、憲法を変えるのではなく、むしろ、今の憲法をしっかり守り、活かしていくことが求められているのです。

#### 8. 元首——国の代表は誰かを明記すること。

世界の多くの国には「国家元首」が存在し、日本にないのは「おかしい」というのは、もっともな意見です。しかしながら、国家元首を憲法で規定しないと、「肩身が狭い」と言うのなら、フランスもアメリカも、憲法の中に国家元首の規定は存在しない。イギリスには、そもそも憲法そのものが存在しません。

この問題を考える時、そもそも「国家元首とは何か」考えなければならぬと、私は思います。国家元首と言うのは、一般的には、(行政の長として)対外的代表権をもつ存在のことで、もともとは、国王・皇帝など「君主」。民主制(共和政)の国家においては、大統領がこれにあたります。したがって、イギリス・日本のように、君主が実質的に国政の権能を有せず、大統領も存在しない国は、国家元首が誰なのか、あいまいになることは、あり得ることです。

「国民の会」は、国家元首が誰なのか、憲法に明記するように求めており、自民党改憲草案では、国家元首を天皇と規定しようとしています。では、どうして天皇を国家元首と規定しなければならないのだろうか。「国民の会」などは、戦前の天皇中心の国家主義を理想として、天皇を国家元首として位置づけることによって、日本を戦前へ引き戻そうとしているのではないのでしょうか。

それでは、日本における国家元首の問題は、どのように考えていったら良いだろうか。私は、憲法改正と切り離し、国民的合意を形成する必要があると考えます。①国家元首は必要なのか。②必要であるなら、天皇が良いのか、首相が良いのか。参議院議長などが良いのか。少なくとも、現行憲法において、天皇は国政に関する権能を有していないので、行政の長ではありません。それに、国事行為の中にも入っていないので、国家元首としてふるまうことはできないのです。③あえて国家元首を明確にしなくても、今までやってきたことで、とくに大きな不都合はないのではないのか。

確かに、天皇は外国訪問に際して、「国家元首」として扱われる。けれども、相手国がどう扱うかは、憲法で規定されているかどうかではなく、相手国がどう扱おうとするかなのです。11月はじめに来日した、ミャンマーのアウンサンスーチーは、国家元首ではないけれど、日本政府は「国家元首」と同等に対応しています。

じつは、日本では、国家元首とともに、国旗・国歌も憲法における規定がなされてきませんでした。「日の丸」も「君が代」も、現実的に国旗・国歌として、オリンピックでも使われているのに、法的根拠がない。これも、「おかしな話だ」と言われれば、返す言葉がないように思われます。

自民党改憲草案では、天皇が国家元首であることと共に、日の丸・君が代の国旗・国歌を憲法に明記しようとしています。けれども、憲法改正がすぐにできるわけではなく、とにかく、「日の丸」「君が代」を国旗・国歌として、法的に裏付けるため、1999年(平成11年)、「国旗及び国歌に関する法律」を制定しました。

それでは、憲法に、国旗・国歌を明記すべきか、と言うと、「そうだ!」とも言えません。確かに、フランス革命を経験して、共和制に移行したフランスでは、憲法は革命の象徴であり、国旗・国歌についても、憲法で定めています。しかし、憲法に規定されている国ばかりではありません。また、アメリカをはじめ、国旗の掲揚や敬礼、国歌を歌うことなどについて、強制力をともなわない国も少なくないのです。カナダなどのように、学校で国歌を教えない国もあります。

私は、国旗・国歌の問題も、国家元首の問題同様、憲法改正と切り離し、国民的合意を形成する必要があると考えます。①国旗は「日の丸」で良いのか。②国歌は「君が代」で良いのか。曲がどうなのか。歌詞はどうか。③国旗掲揚、国歌斉唱は強制されるべきなのか。

#### 9. 9条——平和条項とともに自衛隊の規定を明記すること。

「国民の会」は、自衛隊の憲法上の根拠があいまいで、「違憲」の疑いも指摘されている。憲法を改正し、自衛隊を国軍として、憲法に明確に定める必要があると主張しています。要するに、自衛隊が違憲状態にあるのは肩身が狭い。自衛権を明記し、堂々と自衛隊を軍隊にして、違憲状態を解消したい。つまり、軍隊をもつことを合憲とする憲法に改めたいと、考えているようです。

自民党改憲草案では、第9条1項の2に、自衛権を規定し、2項に国防軍をもつことを明記しています。確かに、9条で戦力をもたないと規定しているのに、現状では戦力にあたる自衛隊が存在している。これは矛盾です。

憲法を変えないなら、自衛隊をなくすべきであるし、それでは、自衛隊をなくしてしまって、国防は大丈夫なのか。自衛隊を存続させるなら、最低限でも自衛権を明記し、自衛隊を合憲状態にすべき！こうした主張は、説得力があると思います。

私は、こうした主張に、反論し、相手を説得することが、じゅうぶんできないのですが、反論の糸口として、二つのことを考えています。

▼9条と自衛隊をめぐる議論は、長い間、9条を改正するのか、それに反対するのかの議論になってきました。肝心の「国を外国からの攻撃から、どう守るのか」という議論がじゅうぶんにおこなわれてこなかったように思います。どこまで平和外交を追求するのか、戦力はどの程度までもつのか、軍事基地はどの程度必要で、どこに置けば良いのか。他の国との軍事同盟は必要なのか、など、国民的合意形成が必要だと思うのです。その結果として、自衛権を明記したり、軍隊をもつことを多くの国民が望むならば、憲法を変えれば良いのではないか。現在の、沖縄の問題も、この議論なしに、前へ進まないのではないか。

⇒このような問題提起に対し、討論の時間に、「北朝鮮などが攻めてくるとか、中国の軍事行動が心配。だから、日本の防衛力をもっと高める必要があると、よく言われるけれど、ほんとうにそうなのか。我われはだまされているのではないか。侵略というのは、その国を占領し、支配できるようになった後、長期間にわたって支配を継続しなければならぬ。仮に、北朝鮮や中国が日本を侵略しても、経済的にも発達した日本を、長期にわたって支配するのは困難だろう。だいたい、侵略して支配することに、メリットがあるのか。要するに、日本の側からではなく、相手の国の立場からみていけば、北朝鮮や中国の軍事脅威論というのは、日本の側で作りだしたものではないか」という趣旨の発言がありました。きわめて重要な指摘だと思います。

▼違憲状態にありながら、自衛隊が存在することは確かに矛盾ではあるが、違憲状態の自衛隊が、60年以上にわたって存在できたのは、自衛隊が災害救助などに大きな役割を果たし、専守防衛に徹してきたからです。違憲状態を解消するため、憲法に自衛権を明記し、自衛隊を軍隊にすることに対して、国民が躊躇してきたのは、何よりも「二度と戦争をしたくない」という強い思いであり、9条があることによって、自衛隊が外国へ出かけて戦闘することの歯止めになってきた。その結果、日本は70年間、武力によって、一人の外国人も殺さず、また殺されなかったのです。日本国憲法を政府に守らせていこうとする国民の力が、世界の平和に大きく貢献してきた。この事実、日本人はもっと誇りをもって良いのではないのでしょうか。

「9条」などは、古臭いどころか、人類の最先端を行く条項。時代が変わり、国際社会が変わっても、普遍の原理が日本国憲法にはあるのです。自衛隊の存在との矛盾をかかえながら、人類共通の理想を指し示す憲法として、その理想にむかっていくことはできるのではないのでしょうか。

## 10. 環境——世界的規模の環境問題に対応する規定を明記すること。

「国民の会」は、「古来より、日本人は自然への敬意をいだき自然環境の保全に努めてきました。地球規模の環境破壊が進む中、自然との共存、環境保全は世界的課題であり、環境規定は喫緊の現代的課題です。」と述べて、「世界的規模の環境問題に対応する規定を明記すること」を提起しています。

このような動きの中で、自民党改憲草案では、第25条に2項として「環境保全の責務」を新設。「国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるように、その保全に努めなければならない。」と規定しています。環境保全について憲法に明記することは、憲法25条のより具体的な規定として、かならずしも反対すべきものではありません。しかし、現行憲法が環境政策の推進を阻む要因になっておらず、政府が環境破壊を押し進める政策をやめ、環境保全を図る政策を進めていけば、憲法に「環境保全の責務」を明記しなくても良いのではないのでしょうか。

もともと、私たちは自然を大切にしようとしてきたし、今も大切にしようとしています。だからこそ、原発に反対し、沖縄の海や森を守ろうとしているのです。それをぶち壊してきたのは、いったい誰なのか。

「国民の会」が真剣に「環境の保全」を考えているのであれば、つぎの三つの疑問に、どのように答えるでしょうか。

①わが国における環境破壊・自然破壊は、「富国強兵・殖産興業政策」や、「高度経済成長政策」によって進められてきたものです。こうした国の政策に対して、「公害反対運動」「環境保護運動」をおこなってきた人びとに対して、どのような評価をおこなっているだろうか。

②戦争がどのくらい環境を破壊するものであるか、原発や軍事基地建設がどれだけ自然破壊・環境破壊をしているか、しっかり認識できているだろうか。戦争や原発、軍事基地建設に反対している人びとに対して、どのような評価をおこなっているだろうか。

③環境問題は、地球規模・世界的課題と言うが、日本は京都議定書（1997年採択、発効2005年）を批准したのは2002年になってからであり、京都に続く「気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定」であるパリ協定（2015年採択、2016年発効）において、発効前に批准することができなかった（発効後、11月に批准）。このような政府の姿勢をどのように評価するだろうか。

現憲法の前文には、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる」と、日本国民のあるべき姿を示している。この精神を支えに行動するならば、日本国民は国際社会において、環境保全の面からも、大きな役割を果たすことができるのではないだろうか。私は、そう思うのです。

#### 11. 家族——国家・社会の基礎となる家族保護の規定を。

「国民の会」は、「家族は、国家社会の基礎をなす共同体です。」「社会の発展、子弟の教育などを支える家族の保護育成は、世界各国でも憲法に規定されている重要な項目です。」として、「国家・社会の基礎となる家族保護の規定を」つくるよう求めています。

このような動きの中で、自民党改憲草案では、第24条に「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は互いに助け合わなければならない。」の1項を新設しています。なぜ、このようなことを憲法に規定しなければならないのか。「国民の会」・自民党などは、戦後、国民が道徳的にも低下し、家庭も崩壊していった。「家族は、国家社会の基礎をなす共同体」だから、そこを立て直さなければ、「国家は良くならない」、そのために「家族のあり方」を憲法できちんと規定しなければいけない、と主張しています。

しかし、このような考えには、大きく三つの問題点があるように思われます。

①「国民の会」が言うように、家族の保護・育成を憲法で定めている国はありますが、「家族の助け合い」まで定めている国は見当たりません。

▼自民党の河野太郎さんも、「日本国憲法の中にも、国民に義務を課したり、国民をしばる条項もみられるが、もともと憲法は国家をしばるもので、国民をしばるものは最小限にとどめるべきである。」としており、家族にはさまざまな形態があり、助け合いたくてもできない場合がある。一律に価値観を押し付けるべきではない、と述べています。河野太郎さんは、お父さんの河野洋平さんに肝臓を提供したが、したくてもできない家族もあるだろうと、自分の体験をあげています。

▼「家族のさまざまな形態」という点においても、家族がない「一人暮らし」、片親の家族、性的マイノリティによる家族など、多様化しており、憲法によって家族のあり方を規定することによって、憲法自身が差別を作り出す、と指摘する人びともいます。

▼「国民の会」も意図的かどうか、「1000万人賛同者」署名のQ&Aでは、家族保護規定の必要性は主張しても、「家族の助け合い」という文言は、一切使っていません。何より、私たちの圧倒的多数が、憲法で規定されなくても、自然なかたちで「家族互いに助け合っている」のではないのでしょうか。

②「国民の会」などは、戦前、国民は高い道徳性をもち、家庭や家族もしっかりとしていた。「美しい国」だったと描いています。そのような国が、どうして戦争に突き進んでいったのか、そして、徴兵・徴用・爆撃などによって、家族そのものがバラバラにされていった現実をどうみていったら良いのでしょうか。

③戦後、家族のあり方が変化したとすれば、高度経済成長によって、農村から都市へ人びとが移動し、伝統的な農村社会が崩れ、都市社会がらくれあがり、核家族化が進んだからです。さらに、家族・家庭を崩壊させる、長時間労働、夫婦共働き、などが広がり、21世紀に入って、社会的格差がいつそう大きくなり、貧困化も深刻になっている。家族・家庭の保護・育成を、ほんとうに考えるならば、こうした問題の解決に取り組むことが、きわめて重要です。

そして、こうした家族の保護・育成は、憲法改正しなくても、基本的に第24条において、「婚姻・夫婦同権・相互協力」が規定されており、家族を構成する一人ひとりの人間としては第25条、さらに子弟の教育については第26条、労働法制に関して第27条があります。国がこのような憲法規定を踏まえて、国民のための政治をおこなっていけば、問題は解決にむかって大きく進んでいくのではないのでしょうか。

#### 12. 緊急事態——大規模災害などに対応できる緊急事態対処の規定を。

「国民の会」は、「東日本大震災は、1000年に一度という想定できない大惨事を招きましたが、緊急事態対処の憲法規定があれば、多くの国民を災害から守ることができました。来たるべき大災害に対処しうる憲法規定

が必要になっています」と述べています。緊急事態条項があれば、地震も津波も起きないとでも言うのでしょうか。あっても、起きますよ、地震も津波も。その時、緊急事態条項があると、かえってボランティア活動がやりにくくなったり、熊本地震の時には、政府は役に立たないオスプレイまで飛ばして、さすがに役に立たないとわかったのか、使うのをすぐにやめました。政府が機械的に物資を送ってくるので、物資は届いても、それを被災者に届けることができなかつた。とにかく、こんなちぐはぐなことが起きてくるのです。

それに、「家族」と同じように、「国民の会」は「1000万人賛同者」署名のQ&Aで、「緊急事態」条項の必要性についても、大規模災害などへの対応のみで説明しています。これは明らかに重要なことを隠している。

自民党改憲草案では、「第9章」として「緊急事態」を新設しています。そこには、「外部からの武力攻撃」「内乱など社会秩序混乱」「地震など大規模災害」など緊急事態に際し、総理大臣が緊急事態を宣言できるように定められているのです。けっして、大規模災害だけではないのです。

自民党憲法草案で示されている「緊急事態条項」には、大きく二つの問題点があるように思われます。

①自民党草案では、「緊急事態」が宣言されると、何人も国民の生命、身体及び財産を守るためにおこなわれる措置に従わなければならない、などと規定されています。災害やテロへの対処というのは、国民の支持を得るための理由づけで、現実には日本が外国から攻撃を受ければ、緊急事態条項があっても、なくても、身を守るために行動するのであり、緊急事態条項はむしろ、「平時」に緊急事態と称して、「秘密保護法」「共謀罪」と一体となって、反政府活動への取り締まりを強化し、国民を弾圧する武器として機能するキケンがあるのです。

②災害に関して言えば、現憲法のもとで、対応する法律が整備されており、わざわざ憲法を変えて、緊急事態条項を入れる必要はありません。では、災害対策として、法的にどのような備えがあるのでしょうか。

▼「憲法54条2項」において、衆院が解散されている時に大災害など緊急事態が発生した場合、内閣が参院の「緊急集会」を開くことができるようになっています。

▼「憲法73条6項」の規定を使って、「災害対策基本法」の委任によって、「緊急政令」の制度が設けられており、内閣は罰則をとともなう政令を発することができるようになっています。緊急時の買い占め制限、取引価格の制限可能。がれきの中の車両も、所有者の同意なしに撤去、市場価値なければ廃棄可能（同法64条2項）土地の所有者の同意がなくても、ヘリコプターの緊急着陸可能（64条1項）人命救助のために、同意がなくても、建物を壊すことができるのです。

▼「災害救助法」においても、第5条で行政機関の長などに「救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管、輸送を業とする者に対して、物資の保管命令、物資の収用をおこなうことができると定めています。また、第6条に立ち入り検査、第7条に従事命令、第11条に通信設備の優先使用権なども認めているのです。

▼憲法による裏付けとしても、29条2項（財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。）、3項（私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。）があげられます。

このように、憲法に緊急事態条項を加えなくても、災害に対応できる法整備はおこなわれている。むしろ、緊急事態条項ができ、内閣総理大臣に指揮が一元化されると、先ほど熊本地震の例をあげたように、被災地の実態に合わない支援がおこなわれたり、ボランティアの活動が規制されたり、逆に住民の強制徴用がなされたりする危険性があり、災害救助・復興にマイナスになることが懸念されるのです。

東日本大震災の教訓から、「大規模災害からの復興に関する法律」（2013年）がつくられましたが、災害の被害を減らすためには、治山・治水対策、建造物の耐震化、住民避難の徹底、原発の廃止などが重要であり、災害復興に関しては、住民と行政がじゅうぶんに協議して復興計画を策定することが重要であり、現憲法を活かした政治をきちんとおこなうことで推進できると、私は思います。

### 13. 96条——憲法改正へ国民参加のための条件緩和を。

憲法は一般の法律の上にある基本法ですから、その時どきの都合によって、かんたんに改正できるのは、はたして望ましいことなのだろうか、私はと思いますが、日本国憲法の中にも改正条項があり、絶対変えてはいけな

いものではありません。  
「国民の会」は、国民大多数が憲法改正を求めても、国会議員の3分の1が反対すれば、改正できないのは「おかしい」ではないか、と主張しています。けれども、国民大多数が望めば、憲法改正に賛成する国会議員は3分の2を超えるはず。そうならないとすれば、民意を反映する選挙制度になっていないからではないでしょうか。今、むしろ問題なのは、憲法改正を望む国民が大多数ではないのに、憲法改正を主張する国会議員が3分の2を超えていることではないでしょうか。96条を変えるのではなく、民意を反映できる選挙制度に改善していくことが必要であるように思えます。

#### 14. フランス憲法について

最後に、フランス憲法について、ひとこと。

フランス共和国は、フランス革命を経て成立した国だが、資料にもあるように、憲法で、国の言語から、国旗・国歌、非常事態権力から、宣戦、戒厳令まで決めています。自民党がもっとも参考にしたい憲法かもしれません。しかし、そのフランスは、多くの植民地をもち、今もシリアなどに軍事介入し、国民がテロの恐怖に、おののいていることを、付け加えておきたいと思います。

以上、駆け足で、お話ししてきましたが、この後の議論のきっかけになればと思います。  
ありがとうございました。